

告 示

埼玉県告示第八十号

荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画を令和七年一月十五日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕